

障害者雇用促進センターの取組

▶企業訪問

神奈川県に本社のある法定雇用率未達成中小企業の訪問

当センターの障害者雇用普及啓発員が、障がい者雇用の普及啓発活動の一環として企業訪問し、企業ニーズに応じた支援を提供しています。

神奈川県に本社があり障がい者を雇用している中小企業を訪問

障がい者雇用事例の聞き取り活動のほか、企業ニーズに応じて障がい者の雇用継続や新たな障がい者雇用のための支援を実施しています。

神奈川県内に事業所を置く企業からの依頼に基づく活動

企業規模、本社所在地を問わず、県内に事業所を置く企業から、障がい者雇用に関する支援依頼に応じています。活動範囲は、原則神奈川県内が対象です。

▶様々な支援メニュー

1 出前講座

障がい者雇用の現状・仕組み、障がい特性、採用に向けた留意点など、企業のニーズに応じて内容を組み立てて実施します。

雇用管理者向け、従業員向けに分けて実施したり、検討段階から採用後に至るまでの間に複数回実施したりすることも可能です。

講師は、当センター職員が務めますが、内容によっては社会保険労務士が対応する場合があります。

2 就労支援機関見学

(企業の職員が就労支援機関を見学するもの)

障がい者雇用を検討している企業に向け、障がい者の理解促進を図るために実施します。

※ 雇用したことのない障がい種別の方が利用している就労支援機関を見学したいというニーズにも応えます。

当センターで地域の就労支援機関と調整のうえご案内します。

3 障がい者雇用経験のある企業見学及び企業事例紹介

既に障がい者を雇用している「先輩企業」へ障がい者雇用を計画している企業の担当職員をご案内します。

訪問先の「先輩企業」職員から、障がい者雇用の取り組み、雇用継続のためのポイントを直接説明していただきます。

訪問先企業は、当センターで調整、依頼を行い、当日は同行します。

4 仕事の創り出し相談

仕事の創り出しに関する、様々な相談に応じます。なお、実際の業務選定や創り出し作業は企業が中心となって行います。

5 支援機関職員向け企業見学会 (支援機関職員が企業を見学するもの)

障がい者雇用をはじめめる企業へ就労支援機関職員が訪問するもので、障がい者が見学をする前段階で雇用環境や条件を知っていただきます。当センターで参加希望の就労支援機関を募り、企業と日程調整のうえ実施します。

6 利用者企業見学への同席(企業への助言)

企業と就労支援機関が日程調整をして、就労支援機関の利用者が企業見学を実施する際に当センター職員が同席し、企業に合理的配慮事項等のアドバイスをします。

7 求人・採用アドバイス

企業に求人、採用面接等における留意点を訪問又は電話でアドバイスします。(助成金アドバイスを含む)

8 実習コーディネート

企業が採用前実習を実施する際に、実習受入時の留意点について助言等を行います。

9 雇用継続アドバイス

障がい者の雇用継続に向けてアドバイスを実施します。

10 社会保険労務士相談

賃金形態・就業規則・雇用契約・福利厚生制度・差別禁止に関する相談体制の整備等、障がい者雇用に関するチェックポイント等を社会保険労務士がアドバイスします。企業のニーズを当センターで社会保険労務士と事前に調整のうえ実施します。

社会保険労務士相談は、1企業1回限りとなります。

コヨウヨイ

[問合せ] 県障害者雇用促進センター ☎045-633-5441 (直通)